

弘前市ひろさき移住サポートセンター東京事務所無料職業紹介事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、弘前市企画部企画課東京事務所（以下、「ひろさき移住サポートセンター東京事務所」という。）が行う無料職業紹介事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱業務等)

第2条 ひろさき移住サポートセンター東京事務所が行う無料職業紹介事業において取り扱う職種は全業種とし、業務の対象範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 求人者 弘前市、平川市、黒石市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村に事業所を有する企業等
- (2) 求職者 青森県外居住者
- (3) その他 弘前市への転居を希望する者に限る。

(求人)

第3条 市長は、前条に規定する取扱業務の範囲内において、いかなる求人の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないことができる。

- (1) 申込みの内容が法令に違反する場合
- (2) 求職者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件等」という。）が、通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる場合
- (3) 労働条件等を明示しない場合

2 求人者は、前項に規定する求人の申込みを行うときは、求人票（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(求職)

第4条 市長は、第2条に規定する取扱業務の範囲内において、いかなる求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は、これを受理しないことができる。

2 求職者は、前項に規定する求職の申込みを行うときは、求職票（様式第2号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第5条 法第29条の4に規定する事項について、次の各号のとおり明示し、書面により交付するものとする。

- (1) 求人者に対して 取扱職種範囲等（求人者）（様式第3号）を明示する。
- (2) 求職者に対して 取扱職種範囲等（求職者）（様式第4号）を明示する。

（紹介）

第6条 市長は、職業の紹介に当たり、求職者にはその希望及び能力に応ずる職業を、求人者にはその雇用条件等に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

- 2 市長は、職業の紹介に当たり、求職者に対し、労働条件等をあらかじめ書面の交付により明示しなければならない。
- 3 市長は、求職者を求人者に紹介するときは、求職者に対し紹介状（様式第5号）を交付するものとする。
- 4 求人者は、前項の紹介状の交付を受けた求職者に対する選考結果を選考結果通知書（様式第6号）により市長に提出しなければならない。
- 5 同盟罷業又は作業所閉鎖により労働争議中の事業所に対する求職者の紹介は、当該争議が解決するまで行わないものとする。

（求人及び求職の有効期限）

第7条 求人及び求職の有効期限は、当該求人及び求職の申込日の属する月の翌々月末日までとする。

（職業紹介業務担当者）

第8条 ひろさき移住サポートセンター東京事務所における無料職業紹介事業に係る業務は、企画部企画課東京事務所に属する職員（以下「業務担当者」という。）が行うものとする。

（票の保管及び閲覧）

第9条 業務担当者は、受理した求人票を求人管理簿（様式第7号）に、求職票を求職管理簿（様式第8号）に搭載し整理保管するものとする。

- 2 求人票については、求職者の閲覧に供するものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条 求人者及び求職者から知り得た個人情報（法第4条第10項に規定する個人情報という。）の管理については、法第5条の4の規定に基づき適正に管理するものとする。

(均等待遇)

第11条 市長は、求人者及び求職者に対し、差別的取扱いは一切行わないものとする。

(報告)

第12条 求人者及び求職者は、雇用関係の成立又は不成立の結果を業務担当者に対し報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、本市の無料職業紹介事業の実施に関し必要な事項は、法及び法に基づく通達等の規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。